

## 行政提案型市民協働事業のテーマ募集について

多様化する行政課題への対応に際し、市民との協働で実施することにより大きな効果が見込まれ、また、地域社会の発展や課題の解決が期待できる事案について、次年度予算要求を検討する際、市民団体を活用して実施できないか等、積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 事業の主な要件

- (1) 狛江市内で行われる事業
- (2) 提案した翌年度（平成 31 年度）に実施可能な事業
- (3) 単年度で完了する事業  
（狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例施行規則【第 15 条】参照）

#### 2. テーマ募集期限

平成 30 年 10 月 12 日（金）

#### 3. 提出方法

別紙テーマ募集シートに必要事項を記入の上、「政策室\_協働調整担当」までメールで送信してください。

なお、2 件以上提出する場合は、テーマごとにファイルを作成し、それぞれにファイル名を付して送信してください。

また、市として公表したテーマを引き続き提案されたい場合も、提出してください。

※様式第 1 号記入の注意点：

- ・「事業内容」には、予算要求と一致させた内容を記入し、事業の実施方法は提案団体が企画できるような内容としてください。

#### 4. テーマの決定

平成 30 年度に市として公表する行政提案型市民協働事業のテーマは、庁議で決定します。そのため、提出されたテーマが全て公表されるとは限りません。

#### 5. その他

行政提案型市民協働事業の流れは、裏面をご参照ください。

【問い合わせ・提出先】

政策室協働調整担当

内線：2454

メール：政策室\_協働調整担当

## 行政提案型市民協働事業について

- 協働で実施することにより大きな効果が見込まれ、また、地域社会の発展や課題の解決が期待できる事案について、市が「テーマ」及び「事業内容」を提示し、市民団体から「実施方法」を募集します。
- 事業は提案した翌年度に実施可能なもので、かつ単年度で完了するものとします。  
※テーマの提示を受け、年度ごとの申請による連続提案は可能です。
- 市民団体から正式に提案を受けた後、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が内容等を審査して市に答申します。
- 協働団体が決定後、団体と担当部署は、次年度の事業実施に向けて必要な協議を行います。

### <大まかな流れ>

